

豊中市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多胎児を養育する世帯(以下「多胎児世帯」という。)が、豊中市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づく相互援助活動を受けた場合にかかる利用料について、その相互援助活動を行った援助会員に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることにより、当該多胎児世帯に係る育児の負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 実施要綱及び豊中市ファミリー・サポート・センター会則に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 実施要綱第17条に規定する援助活動に係る報酬及び実費に関する基準に基づき依頼会員が援助会員に支払う報酬をいう。
- (2) 多胎児世帯 双子以上の多胎児(3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を扶養する世帯をいう。

(補助の対象者)

第3条 利用料の補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、実施要綱第9条の要件を満たし、第6条の登録の決定を受けた多胎児世帯の依頼会員に対し、その相互援助活動を行った援助会員とする。

(補助金の額)

第4条 利用料の補助金の額(以下「補助金」という。)は、利用年度内における利用料(交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル時の負担分を除く。)のうち、前条の規定に該当する依頼会員からその日の活動報酬の全部または一部として受け取った、多胎児利用料補助券(様式第1号)に記載された金額とする。

(2)多胎児世帯1世帯あたりの補助金は年間24,000円を上限とする。

(登録の申込)

第5条 多胎児利用料補助券の交付を受けようとする多胎児世帯の依頼会員は、豊中市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録申込書(様式第2号)を市長に提出し、登録の申込みをしなければならない。

(登録の決定)

第6条 市長は前条の規定による申込があったときは、登録の可否を決定し、速やかに豊中

市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録承認（不承認）通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

（届出）

第7条 前条の規定による登録を受けた依頼会員（以下「登録者」という。）は、次の各号に該当するときは、直ちに豊中市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録抹消届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（1）相互援助活動を受ける必要がなくなったとき。

（2）実施要綱第9条に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 登録者は、氏名、住所その他の登録事項に変更があったときは、速やかに豊中市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、登録事項を抹消又は変更するものとする。

（資格喪失）

第8条 第3条に規定する要件に該当しなくなった者は、要件を欠いた日に助成を受ける資格を喪失するものとする。

（補助金の交付申込）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、援助活動のあった日の属する年度内に豊中市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付申込兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）援助活動報告書

（2）相互援助活動を行った登録者から受け取った多胎児利用料補助券

（3）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、補助対象者に対し、豊中市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた補助対象者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金について期限を定めて、その全部又

は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から実施する。